

自己評価実施要項(案)

大学機関別認証評価

(平成17年度実施分)

平成16年 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

はじめに

この自己評価実施要項は、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が平成17年度に実施する大学機関別認証評価において、対象大学が評価を受ける際に行う自己評価の方法等について記載したものです。

本要項の構成は、第1章、第2章、第3章からなります。

「第1章 大学機関別認証評価の内容等」では、機構が実施する本評価の基本的な内容等を記載しています。

「第2章 大学機関別認証評価の自己評価の方法等」及び「第3章 自己評価書等の作成及び提出方法」では、各対象大学が行う自己評価の具体的方法や自己評価書の具体的な作成方法及び提出方法等について記載しています。

なお、巻末には、大学機関別認証評価の基本的な枠組みを理解していただくため、別途機構で作成した「大学機関別認証評価実施大綱」を掲載しています。

各対象大学においては、本要項を基に適切かつ効果的な自己評価を行ってください。

目 次

はじめに	-----	
第 1 章	大学機関別認証評価の内容等	1
	評価の対象	1
	評価の内容	1
	実施時期	1
	大学機関別認証評価と自己評価	2
第 2 章	大学機関別認証評価の自己評価の方法等	3
	目的の記載	3
1	目的の意義	3
2	目的と大学評価基準との関係	3
3	目的の記載に当たっての留意事項	3
4	選択的評価基準に係る目的	4
	基準 1 ～ 11 の自己評価	4
1	基準ごとの自己評価のプロセス	4
2	基本的な観点及び独自に設定する観点	4
3	観点ごとの分析	5
4	優れた点及び改善を要する点の記述	5
5	概要の記述	5
	選択的評価基準の自己評価	6
1	選択的評価基準の自己評価のプロセス	6
2	目的の達成状況の判断	6
第 3 章	自己評価書等の作成及び提出方法	7
	自己評価書の構成及び様式	7
1	自己評価書の構成	7
2	自己評価書の様式	7
	自己評価結果等の記述要領	7
1	対象大学の現況及び特徴	7
2	目的	9
3	基準ごとの自己評価	10
4	根拠となる資料・データ等の示し方	13
	自己評価書イメージ（全体）	14
	自己評価書の提出方法	15
1	提出方法	15
2	提出締切及び提出先	15
3	その他	15

別 紙 1	平成17年度に実施する大学機関別認証評価のスケジュール	-----	1 7
別 紙 2	自己評価の根拠となるデータ等	-----	1 9
別 紙 3	自己評価書様式	----- (省略)	4 1
参考資料 1	評価報告書イメージ	-----	4 3
参考資料 2	大学機関別認証評価実施大綱	-----	4 5

第 1 章 大学機関別認証評価の内容等

評価の対象

国・公・私立大学のうち，評価の申請のあった大学（以下「対象大学」という。）を対象として，評価を実施します。

評価の内容

本評価は，各対象大学の教育研究活動や管理運営及び財務等の総合的な状況を対象にして，機構が定める「大学評価基準」に基づいて実施します。大学評価基準は，基準と選択的評価基準で構成されています。

大学評価基準は，教育活動を中心として大学の総合的な状況を評価するためのものであり，基準ごとにこれを満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施します。

選択的評価基準は，その評価を希望する大学のみを対象として，各大学が有する目的の達成状況等について評価を実施します。

実施時期

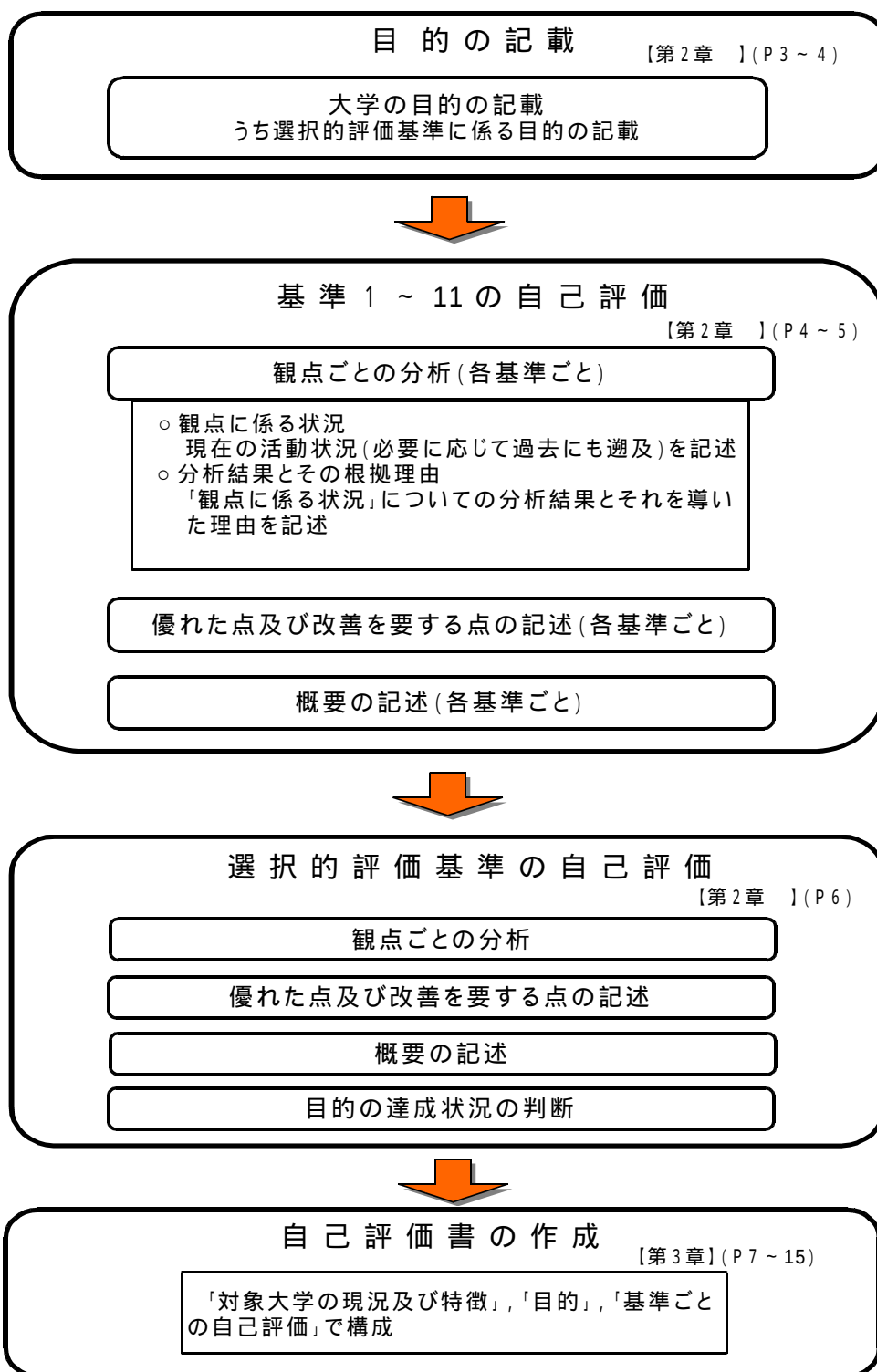
平成16年12月	機関別認証評価に係る説明会の実施
〃	評価の申請受付
平成17年 1 月	自己評価担当者等に対する研修の実施
〃 6 月末	自己評価書の提出締切
〃 7 月～	書面調査及び訪問調査の実施
平成18年 1 月末	評価結果を確定する前に当該対象大学に通知
〃 2 月下旬	対象大学からの意見の申立ての受付締切
〃 3 月下旬	評価結果の確定，公表

（注） 評価全体のスケジュールは，別紙 1 「平成17年度に実施する大学機関別認証評価のスケジュール」（17頁）に示すとおりです。

大学機関別認証評価と自己評価

大学機関別認証評価においては、対象大学が行う自己評価が重要な位置を占めています。
対象大学においては、機構が定める大学評価基準に基づき、1～11の基準ごとに、大学の目的を踏まえた自己評価を行ってください。

自己評価のプロセス



第2章 大学機関別認証評価の自己評価の方法等

目的の記載

1 目的の意義

本評価における大学の「目的」とは、大学の使命、教育研究活動等を実施する上での基本方針、達成しようとしている基本的な成果等をいいます。

目的の記載に当たっては、このことを踏まえ大学が現在周知・公表している目的、及びその目的から派生する内容も含めて、大学の個性や特色が活かされるよう考慮してください。

なお、大学の「目的」という名称で明文化されていない場合であっても、大学の使命、教育研究活動等を実施する上での基本方針、達成しようとしている基本的な成果等を定めている場合には、それを記載してください。

2 目的と大学評価基準との関係

大学機関別認証評価は、大学評価基準に基づき、各大学の教育研究活動等の総合的な状況について、基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施します。基準の内容は大学の個性や特色が十分に発揮できるよう、教育研究活動等に関して大学が有する目的を踏まえて評価を行うよう配慮しています。

そのため、本評価の実施に当たっては、対象大学が目的を明示することが必要です。機構が評価を実施するに当たって、各基準において、この目的を踏まえることにより大学の個性や特色が評価に反映されることとなります。

3 目的の記載に当たっての留意事項

目的の記載に際しては、次のことに留意してください。

(1) 大学として期間を定めた目標等を有する場合

大学がその運営に関する期間を定めた目標等を有している場合には、その目標等の達成状況等を評価に反映させることも可能です。その際には、その目標等の基本的な内容を目的として位置付け、記載することが必要です。

(2) 学部・研究科等ごとの独自の目的がある場合

学部や研究科等に共通の目的だけでなく、学部・研究科等ごとに独自の目的がある場合には、まず共通の目的を記載した上で、学部・研究科等ごとに独自の目的を記載してください。（学部において学科ごとに目的がある場合や、研究科において専攻ごとに目的がある場合も、同様に記載してください。）

4 選択的評価基準に係る目的

選択的評価基準の評価を希望する場合には、大学の目的の記載に加えて、選択的評価基準に係る目的の記載が必要です。

選択的評価基準に係る目的の記載に当たっては、大学が有する目的のうち、評価を希望する基準に対応するものを記載してください。

なお、選択的評価基準においては、目的の達成状況等を評価することから、当該基準に係る目的が重要な位置を占めることになりますので、目的の内容を具体的かつ明確に記載してください。

基準 1～11の自己評価

1 基準ごとの自己評価のプロセス

- (1) 基準ごとの自己評価は、大学評価基準に示された 1～11の基準ごとに、「観点ごとの分析」、「優れた点及び改善を要する点の記述」、「概要の記述」の流れで行います。

なお、自己評価では基準を満たしているかどうかの判断をする必要はありませんが、機構における評価では、基準ごとに、大学の目的を踏まえて基準を満たしているかどうかの判断を行います。したがって、自己評価の際にはこのことに留意してください。

- (2) 機構における評価では、基準を満たしているかどうかの判断は、基準における全ての観点の分析状況を総合して行いますので、一部に「問題がある」と分析された観点があっても、これが直ちに当該基準を満たしていないとの判断に結びつくわけではありません。

2 基本的な観点及び独自に設定する観点

- (1) 基準ごとの自己評価を実施する際には、まず、基準に対応して示された基本的な観点に従って大学の教育研究活動等を分析する必要があります。基本的な観点は、当該基準を満たしているかどうかを判断するための重要な要素となりますので、自己評価においては、全ての基本的な観点に係る状況の分析を行ってください。（ただし、「・・・の場合」といった条件が付されている基本的な観点について、これに該当しない場合には分析を行う必要はありません。また、その際には「該当なし」と記述してください。）

なお、基本的な観点に係る状況の分析に不足があるために、機構の評価において当該基準を満たしているかどうかの判断ができない場合には、その基本的な観点の状況の分析の不足分を求めることがあります。

- (2) 基本的な観点をほかにも、大学の状況や目的に応じて独自の観点の設定が必要と考えられる場合があります。こうした場合には、各基準に対応した、独自の観点を適切に盛り込んでください。

3 観点ごとの分析

- (1) 基本的な観点及び大学が独自に設定した観点の分析に当たっては、観点ごとに、「観点到に係る状況」、「分析結果とその根拠理由」を記述してください。

「観点到に係る状況」については、目的との関連を踏まえて、自己評価書提出時までの間の自己評価の可能な現在の状況についての分析を記述してください。この際、取組や活動の内容等について、当該観点の状況が明確になるよう、現在に至るまでの経緯や過去の状況も含めるなど、根拠となる資料・データ等を示しつつ、それぞれの状況に応じて適切に記述してください。

なお、各観点に関して、大学がその目的を達成するための具体的な目標や計画を有している場合には、その内容を明らかにした上で、状況の分析を行うことにより、評価に目標等の達成状況を反映させることが可能です。また、それにより対象大学の個性や特色を表すことができます。

「分析結果とその根拠理由」は、「観点到に係る状況」についての分析結果を分かりやすく明確に記述するとともに、それを導いた理由を、「観点到に係る状況」に記載した根拠となる資料・データ等を摘示しつつ記述してください。

- (2) 別紙2「自己評価の根拠となる資料・データ等」(19～39頁)には、基本的な観点に従って分析を行う際に必要と考えられる資料・データ等を例示してありますので、適宜、利用してください。また、このほか、大学の状況に応じて、独自の資料・データ等を利用することも可能です。

- (3) 観点ごとの分析に当たっては、大学全体としての状況の分析を行い記述します。その際、観点の性格・内容により、学部ごと・研究科ごと等の状況の分析が必要な場合は、それらの分析を踏まえて行ってください。

また、基準5以外の基準において、観点の性格・内容により、課程別に分析が必要な場合には、大学全体としての状況の分析を行い記述した上で、課程別に「観点到に係る状況」、「分析結果とその根拠理由」を記述してください。

4 優れた点及び改善を要する点の記述

基準ごとに観点の分析の中から、目的を踏まえて、特に重要な点を「優れた点」、「改善を要する点」として抽出し記述してください。なお、抽出する事項がない場合は、「該当なし」と記述してください。

5 概要の記述

基準ごとに観点の分析を整理し、当該基準全体に係る自己評価の概要を記述してください。

概要は、当該基準全体の自己評価の状況を社会に分かりやすく示すために、評価報告書に原則として原文のまま転載します。対象大学においては、そのことに留意の上、記述してください。

選択的評価基準の自己評価

1 選択的評価基準の自己評価のプロセス

選択的評価基準の自己評価は、「観点ごとの分析」、「優れた点及び改善を要する点の記述」、「概要の記述」、「目的の達成状況の判断」の流れで行います。～ については、前記「基準 1～11の自己評価」に準じます。

2 目的の達成状況の判断

選択的評価基準の目的の達成状況は、選択的評価基準に係る目的に照らし、「観点ごとの分析」の結果を総合した上で、目的の達成状況を、「目的の達成状況が非常に優れている」、「目的の達成状況が良好である」、「目的の達成状況がおおむね良好である」、「目的の達成状況が不十分である」の4段階で判断してください。

なお、目的の達成状況の目安として、以下の考え方を参考にしてください。

目的の達成状況が非常に優れている	観点ごとの分析において、取組状況が非常に優れており、目的の達成状況が非常に優れていると判断される場合
目的の達成状況が良好である	観点ごとの分析において、取組状況が優れており、目的の達成状況が良好であると判断される場合
目的の達成状況がおおむね良好である	観点ごとの分析において、取組状況に改善すべきところはあるが、目的を達成する上で特に支障がなく、目的の達成状況がおおむね良好であると判断される場合
目的の達成状況が不十分である	観点ごとの分析において、問題があり、目的の達成状況が不十分であると判断される場合

第3章 自己評価書等の作成及び提出方法

自己評価書の構成及び様式

1 自己評価書の構成

自己評価書は、次の構成で作成してください。自己評価書の全体的なイメージは、「自己評価書イメージ」(14頁)を参照してください。

- (1) 対象大学の現況及び特徴
- (2) 目的
- (3) 基準ごとの自己評価

2 自己評価書の様式

自己評価書は、下記及び「自己評価結果等の記述要領」に沿って、別紙3「自己評価書様式」(～頁)により作成してください。

- (1) 様式は、A4縦長・横書きとしてください。(機構が配付する様式ファイル(一太郎版又はMS-Word版)を使用してください。)
- (2) 「対象大学の現況及び特徴」のページから、中央下に通し番号を付けてください。
- (3) 各ページの右上に大学名を記述してください。(表紙を除く。)
- (4) 「基準ごとの自己評価」のページには、各ページの右上にの大学名に加え、基準の番号を記述してください。選択的評価基準のページの右上には、の大学名に加え、「選択的評価基準」と記述してください。

自己評価結果等の記述要領

1 対象大学の現況及び特徴

対象大学の現況及び特徴は、機構において評価を実施する際の参考とするとともに、機構が行った評価結果の報告書(以下「評価報告書」という。)におおむね原文のまま掲載し、社会に分かりやすく紹介するためのものです。

この趣旨を踏まえ、以下の内容構成によって2,000字(横25字×縦40行×2段)以内で簡潔に記述してください。なお、フォントは明朝体9ポイントを使用してください。

(1) 現況

大学名

大学の名称を記述してください。

所在地

大学の本部の所在地とし、都道府県、市町村名まで記述してください。(東京特別区

2 目的

- (1) 第2章の「 目的の記載」を踏まえ、大学の目的を4,000字（横50字×縦40行×2ページ）以内で記載してください。また、選択的評価基準に係る目的は、それとは別に2,000字（横50字×縦40行×1ページ）以内で記載してください。なお、フォントは明朝体9ポイントを使用してください。
- (2) 「大学の目的」と「選択的評価基準に係る目的」は別ページとしてください。
- (3) 記載内容は、おおむね原文のまま、評価報告書に掲載し公表します。

【大学の目的】	
目的 ○○大学 1 2 3 (学士課程・大学院課程等ごとの独自の目的) - 2 -	大学の使命，教育研究活動等を実施する上での基本方針，達成しようとする基本的な成果などについて記載してください。 適宜，項立てをしたり，箇条書きにするなど分かりやすく記載してください。 学士課程・大学院課程等ごとの独自の目的がある場合に記載してください。
改ページ	
○○大学 (選択的評価基準に係る目的) 1 2 3	【選択的評価基準に係る目的】 選択的評価基準に係る目的を具体的かつ明確に記載してください。 適宜，項立てをしたり，箇条書きにするなど分かりやすく記載してください。

3 基準ごとの自己評価

- (1) 第2章の「基準1～11の自己評価」を踏まえ、自己評価結果を基準ごとに原則として5,000字以内、選択的評価基準については、7,000字以内で記述し、フォントは明朝体10.5ポイントを使用してください。「(3)基準○の自己評価の概要」については、原則として基準ごとに1,000字以内で記述してください。なお、根拠となる資料・データ等は、字数制限外とします。また、記述に当たっては、基準ごとにページを改めてください。
- (2) 基準によって基本的な観点の数が異なりますので、上記(1)の基準ごとの字数制限を踏まえつつ、基準ごとの自己評価は、原則として全体で55,000字以内(5,000字×11基準)、選択的評価基準については、全体で7,000字以内(7,000字×1選択的評価基準)の範囲で、調整して記述することができます。
また、「基準○の自己評価の概要」については、上記(1)の字数制限を踏まえつつ、原則として全体で11,000字以内(1,000字×11基準)の範囲で、調整して記述することができます。(選択的評価基準を希望した場合は、全体で12,000字以内(1,000字×11基準+1,000字×1選択的評価基準)の範囲で記述することができます。)
なお、大学の規模によってこの字数制限を超えることも想定されますので、その場合には、別途機構にご相談ください。
- (3) 「基準○の自己評価の概要」の記述内容は、おおむね原文のまま、評価報告書に掲載し公表します。

4 根拠となる資料・データ等の示し方

- (1) 資料・データ等は、原則として、「観点に係る状況」の本文中に抽出した事項との関係が容易に確認できる位置に記載してください。（コピーの貼り付けや差込でも構いません。）その際、資料・データ等を記載することにより本文が読みにくくなることがないよう、本文中に記載する資料・データ等は必要最小限としてください。また、本文中に記載することで読みにくくなる場合には、別添として記載してください。本文中又は別添の資料・データ等には、その名称や出典を必ず明記してください。
- (2) 資料・データ等の記載に際し、縮小して貼付する場合等には、内容が明確に判別できるようにしてください。判別の困難な資料・データ等については、再提出していただく場合もありますので、注意してください。
- (3) 資料・データ等には、対象大学で作成した自己点検・評価報告書や外部検証（評価）報告書の該当部分なども活用できます。
- (4) 機構の評価に当たり、資料・データ等が不足していると判断される場合には、関係資料の追加提出を求めることがあります。
- (5) 資料・データ等を、本文中や別添として記載できない場合は、別途機構にご相談ください。
- (6) 別紙2「自己評価の根拠となる資料・データ等」（19～39頁）に、根拠となる資料・データ等の例示を掲載しましたので、適宜利用してください。

自己評価書イメージ（全体）

大学機関別認証評価 自 己 評 価 書 平成17年〇月 〇〇大学	〇〇大学 対象大学の現況及び特徴 <table border="1"> <tr> <th>1 現況</th> <th>2 特徴</th> </tr> <tr> <td>(1) 対象大学名</td> <td>.....</td> </tr> <tr> <td>(2) 所在地</td> <td>.....</td> </tr> <tr> <td>(3) 学部等構成</td> <td>.....</td> </tr> <tr> <td>.....</td> <td>.....</td> </tr> <tr> <td>.....</td> <td>.....</td> </tr> <tr> <td>(4) 学生数及び教員数</td> <td>.....</td> </tr> <tr> <td>.....</td> <td>.....</td> </tr> <tr> <td>.....</td> <td>.....</td> </tr> </table> - 1 -	1 現況	2 特徴	(1) 対象大学名		(2) 所在地		(3) 学部等構成						(4) 学生数及び教員数						〇〇大学 目的 〇〇大学の使命 1 2 教育目標等 1 2 ・ ・ - 2 -
1 現況	2 特徴																			
(1) 対象大学名																				
(2) 所在地																				
(3) 学部等構成																				
.....																				
.....																				
(4) 学生数及び教員数																				
.....																				
.....																				
〇〇大学 選択的評価基準に係る目的 1 2 ・ ・ - 〇 -	〇〇大学 基準1 基準ごとの自己評価 基準1 大学の目的 (1) 観点ごとの分析 (観点に係る状況) (分析結果とその根拠理由) (2) 優れた点及び改善を要する点 (優れた点) (改善を要する点) (3) 基準1の自己評価の概要 - 〇 -	〇〇大学 基準2 基準2 教育研究組織（実施体制） (1) 観点ごとの分析 (観点に係る状況) (分析結果とその根拠理由) (2) 優れた点及び改善を要する点 (優れた点) (改善を要する点) (3) 基準2の自己評価の概要 - 〇 -																		
〇〇大学 基準〇〇 (略) - 〇 -	〇〇大学 基準11 基準11 管理運営 (1) 観点ごとの分析 (観点に係る状況) (分析結果とその根拠理由) (2) 優れた点及び改善を要する点 (優れた点) (改善を要する点) (3) 基準11の自己評価の概要 - 〇 -	〇〇大学 選択的評価基準 選択的評価基準 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況 (1) 観点ごとの分析 (観点に係る状況) (分析結果とその根拠理由) (2) 優れた点及び改善を要する点 (優れた点) (改善を要する点) (3) 選択的評価基準の自己評価の概要 (4) 目的の達成状況の判断 - 〇 -																		

注) は、評価報告書に原則として原文のまま転載します。

自己評価書の提出方法

1 提出方法

(1) 自己評価書 10部

両面印刷したものを提出してください。ただし、表紙の裏面は白紙としてください。

(2) 自己評価書の電子媒体 1部

自己評価書データを保存した、3.5インチFD(2HD型, Windows 1.44MBフォーマット), MO又はCD-Rを提出してください。なお, 「大学名」並びに「大学機関別認証評価」と記入したラベルを貼付してください。

保存する自己評価書の様式は, 機構が指定・配付するファイル(MS-Word版及び一太郎版を用意しています。)を使用してください。なお, 指定した形式により作成できない場合は, 別途機構にご相談ください。

電子媒体で提出する自己評価書データについては, 次の点に注意してください。

- ・外字は使用しないでください。
- ・漢字コードは, 原則としてJIS第1, 第2水準の範囲で使用してください。また, 機種に依存する文字は, できる限り使用しないでください。

(例) 単位記号, 省略文字, 囲み数字など

- ・人名などでJIS第1, 第2水準にない漢字は, 代替文字もしくは, かな書きとしてください。なお, Unicodeが使用できるワードプロセッサソフトで作成される場合は, それに含まれる漢字を使用しても差し支えありません。

2 提出締切及び提出先

(1) 提出締切 平成17年6月30日(木)必着

(2) 提出先 〒187-8587 東京都小平市学園西町1-29-1

独立行政法人大学評価・学位授与機構
評価事業部

(3) 封筒の表面の左側部に「大学機関別認証評価自己評価書在中」と朱書きで表示してください。

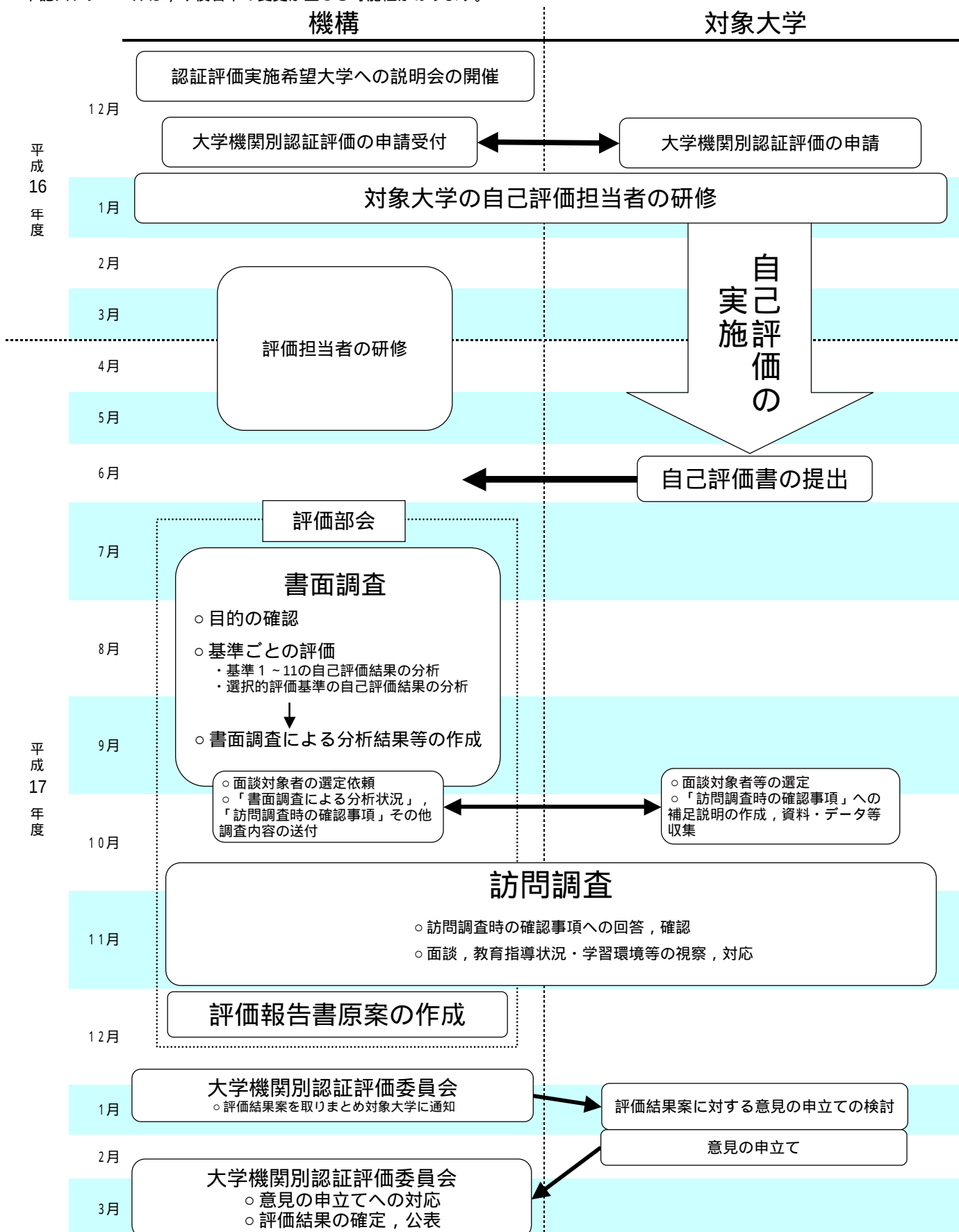
3 その他

(1) 提出された書類に記述等の不備がある場合には, 再提出又は追加提出を求めることがあります。

(2) 評価報告書に原則として原文のまま掲載される「対象大学の現況及び特徴」, 「目的」, 「基準〇の自己評価の概要」について, 指定した分量を超える場合には, 再提出を求めることがあります。

平成17年度に実施する大学機関別認証評価のスケジュール

下記スケジュールは、今後若干の変更が生じる可能性があります。



自己評価の根拠となる資料・データ等

ここに記載されている資料・データ等は，各基準に示された基本的な観点に従って分析を行う際に必要と考えられるものを例示してありますので，適宜，利用してください。この他，各対象大学の「目的」に沿って，独自の資料・データ等を利用することも可能です。

なお，自己評価書の本文中に記載する際には必要最小限となるよう留意してください。

基準 1 大学の目的

1 - 1

大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針，達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており，その内容が，学校教育法に規定された，大学一般に求められる目的に適合するものであること。

目的として，教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や，養成しようとする人材像を含めた，達成しようとする基本的な成果等が，明確に定められているか。

目的が，学校教育法第52条に規定された，大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学院を有する大学においては，大学院の目的が，学校教育法第65条に規定された，大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

- ・各大学の使命，教育理念や教育方針等明文化されたもの
- ・自己評価書の目的など

1 - 2

目的が，大学の構成員に周知されているとともに，社会に公表されていること。

目的が，大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

- ・学生便覧等，学生が随時携行・参照する冊子の該当箇所
- ・大学の目的などが明記された教職員用の冊子の該当箇所
- ・授業や教職員の会議等で周知のための取組がなされている場合，その議事録等，第三者が明確に判断できるもの
- ・周知の程度や効果を示すもの（教職員及び学生の認知度やアンケート結果等）
- ・新入生ガイダンスや新任教員研修等での周知の記録や資料等

目的が，社会に広く公表されているか。

- ・入試説明会，ガイダンス等で周知された場合，そのパンフレット等，第三者が明確に判断できるもの
- ・大学の目的などが明記された概要等の冊子の該当箇所
- ・ホームページの掲載箇所
- ・公表の程度や効果を示すもの（冊子等の配付先，配付数，ホームページの利用状況等）

基準 2 教育研究組織（実施体制）

2 - 1

大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科，研究科及びその専攻，その他の組織並びに教養教育の実施体制）が，大学の目的に照らして適切なものであること。

学部及びその学科の構成が，学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

学部，学科以外の基本的組織を設置している場合には，その構成が学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

教養教育の体制が適切に整備され，機能しているか。

研究科及びその専攻の構成が，大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

研究科，専攻以外の基本的組織を設置している場合には，その構成が大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

別科，専攻科を設置している場合には，その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

全学的なセンター等を設置している場合には，その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 学部及びその学科の構成（研究科及びその専攻の構成）や，それ以外の基本的組織の構成が分かる資料・ 教養教育を実施するための体制（全学共通教育委員会等）や検討状況が分かる資料・ 学科や専攻科等の教育の目的を明記した刊行物等・ センター等の組織体制図，活用実績・ センター等の設置目的が明記された刊行物等 |
|---|

2 - 2

教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され，機能していること。

教授会等が，教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 当該事項を審議するための組織構成図，運営規則等・ 教授会等の議事録等，第三者が内容を明確に判断できるもの |
|---|

教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が，適切な構成となっているか。また，必要な回数の会議を開催し，実質的な検討が行われているか。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 各種委員会の組織構成図，運営規則等・ 教務委員会等の議事録等，第三者が内容を明確に判断できるもの |
|---|

基準 3 教員及び教育支援者

3 - 1

教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。

教員組織編成のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされているか。

教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 基本的方針（明文化されたものや議事録等，第三者が確認できるもの）・ 学科や専攻ごとの教員の配置状況 |
|--|

学士課程において，必要な専任教員が確保されているか。

大学院課程（専門職大学院課程を除く。）において，必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

専門職大学院課程において，必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

大学の目的に応じて，教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば，年齢及び性別構成のバランスへの配慮，外国人教員の確保，任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 主要授業科目への専任教員の配置状況・ 研究指導教員及び研究指導補助教員の配置状況・ 実務経験教員の配置状況や実務経験が分かるようなもの・ 教員年齢構成一覧・ 教員の任期制，公募制の実施状況及び規則・ 優秀教員評価制度等があればその概要 |
|--|

3 - 2

教員の採用及び昇格等に当たって，適切な基準が定められ，それに従い適切な運用がなされていること。

教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ，適切に運用がなされているか。特に，学士課程においては，教育上の指導能力の評価，また大学院課程においては，教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 教員の採用基準，昇格基準・ 学士課程における教育上の指導能力，大学院課程における教育研究上の指導能力の評価について，組織的な取組を示す資料（組織体制，関係諸規則，活動状況を示す議事録や評価報告書等） |
|--|

教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され，機能しているか。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 授業評価アンケート等の実施状況・ 教育活動に関する自己評価の実施状況・ 大学内部の自己評価委員会の活動実績と規則，議事録等，第三者が内容を明確に判断できるもの |
|---|

3 - 3

教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。

教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と相関性を有する研究活動が行われているか。

・ 研究活動と教育内容の関連を示す資料

3 - 4

教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

大学において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、T A等の教育補助者の活用が図られているか。

・ 教務関係事務組織図 ・ 技術職員の配置状況 ・ T A等の採用状況、活用状況が分かる資料
--

基準4 学生の受入

4 - 1

教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されていること。

教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されているか。

- ・アドミッション・ポリシー本文
- ・アドミッション・ポリシー策定時の会議議事録等
- ・入試説明会時の資料
- ・内容が公表されている刊行物
- ・ホームページ該当部分
- ・公表・周知の程度や効果を示すもの（刊行物の配付先・配付数、ホームページの利用状況等）

4 - 2

アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。

アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

- ・入学者選抜要項
- ・入学試験実施状況

アドミッション・ポリシーにおいて、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

- ・留学生、社会人、編入学生のための入学者選抜要項
- ・過去3年程度の入試問題
- ・編入学の受入に関する規則

実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

- ・入試委員会等の実施体制図、規則
- ・学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を図るための会議議事録等

4 - 3

実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

- ・入学者の状況（志願者数、受験者数、合格者数、入学者数など）を示す資料

基準 5 教育内容及び方法

< 学士課程 >

5 - 1

教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており，その内容，水準，授与される学位名において適切であること。

教育の目的や授与される学位に照らして，授業科目が適切に配置（例えば，教養教育及び専門教育のバランス，必修科目，選択科目等の配当等が考えられる。）され，教育課程の体系性が確保されているか。

授業の内容が，全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

授業の内容が，全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 授業科目の開設状況（配置，年次配当，必修・選択の別）・ コースツリー・ 授業科目案内，履修要項，シラバス，学生による授業評価など授業内容が分かる資料・ 教材，授業等で使用したプリント等・ 授業時間割 |
|---|

学生の多様なニーズ，学術の発展動向，社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば，他学部の授業科目の履修，他大学との単位互換，インターンシップによる単位認定，補充教育の実施，編入学への配慮，修士（博士前期）課程教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 他学部履修，単位互換の実施状況がわかるものやそれに関する規則，協定書等・ インターンシップの状況（実施要項，提携・受入企業，派遣・単位認定実績），入学後の補習授業の実施状況（対象者，開設科目，時間帯），コースツリー・ 編入学に関する規定 |
|--|

単位の実質化への配慮がなされているか。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 授業時間外の学習時間の確保への工夫，履修登録の上限設定状況 |
|---|

夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を有している場合には，その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 授業時間割 |
|---|

5 - 2

教育課程を展開するにふさわしい授業形態，学習指導法等が整備されていること。

教育の目的に照らして，講義，演習，実験，実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり，それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば，少人数授業，対話・討論型授業，フィールド型授業，情報機器の活用，T Aの活用等が考えられる。）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 学生便覧，シラバス，授業科目案内，履修要項等，授業形態等が分かる資料・ 受講学生数（履修学生数，単位取得学生数）が分かる資料・ 教材，学生アンケート等（授業方法・形態等に工夫がなされた授業に関するもの） |
|---|

教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

- ・シラバス
- ・シラバス作成に関する規則

自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

- ・教材

通信教育を実施している場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

- ・シラバスまたはそれに相当するもの、教材

5 - 3

成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

- ・基準の設定がなされていることを明示するものとしての学則、内規等の規則
- ・成績評価基準が学生に周知されていることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーション時の配付資料等の該当部分

成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

- ・実際の成績評価・単位認定方法が明示されたシラバスの該当部分
- ・卒業認定基準と卒業認定をした学生の成績
- ・単位を認定した学生の試験回答
- ・成績評価の分布表

成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。

- ・申立に関する手続きが明示されている資料

< 大学院課程 >

5 - 4

教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており，その内容，水準，授与される学位名において適切であること。

教育の目的や授与される学位に照らして，教育課程が体系的に編成されており，目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。

授業の内容が，全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

授業の内容が，全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。

- ・ 授業科目の開設状況（配置，年次配当，必修・選択の別）
- ・ コースツリー
- ・ 授業科目案内，履修要項，シラバス，学生による授業評価など授業内容が分かる資料
- ・ 教材，授業等で使用したプリント等
- ・ 授業時間割

単位の実質化への配慮がなされているか。

- ・ 授業時間外の学習時間の確保への工夫，履修登録の上限設定状況

夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には，その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

- ・ 授業時間割

5 - 5

教育課程を展開するにふさわしい授業形態，学習指導法等が整備されていること。

教育の目的に照らして，講義，演習，実験，実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり，それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば，少人数授業，対話・討論型授業，フィールド型授業，情報機器の活用等が考えられる。）

- ・ 学生便覧，シラバス，授業科目案内，履修要項など授業形態等が分かる資料
- ・ 受講学生数（履修学生数，単位取得学生数）が分かる資料
- ・ 教材，学生アンケート等（授業方法・形態等に工夫がなされた授業に関するもの）

教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され，活用されているか。

- ・ シラバス
- ・ シラバス作成に関する規則

通信教育を実施している場合には，印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。），放送授業，面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され，適切な指導が行われているか。

- ・ シラバスまたはそれに相当するもの，教材

5 - 6

研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。

教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。

- ・ 研究指導体制が分かるもの
- ・ 研究テーマ決定に関する取り決め（内規，申し合わせ等）

研究指導に対する適切な取組（例えば，複数教員による指導体制，研究テーマ決定に対する適切な指導，T A ・ R A（リサーチ・アシスタント）としての活動を通じた能力の育成，教育的機能の訓練等が考えられる。）が行われているか。

- ・ T A ， R A の採用，活用状況が分かる資料

学位論文に係る指導体制が整備され，機能しているか。

- ・ 学位論文審査に関する規則，内規，申し合わせ等

5 - 7

成績評価や単位認定，修了認定が適切であり，有効なものとなっていること。

教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され，学生に周知されているか。

- ・ 基準の設定がなされていることを明示するものとしての学則，内規などの規則
- ・ 成績評価基準が学生に周知されていることを示すものとして，学生便覧，シラバス，オリエンテーション時の配付資料等の該当部分

成績評価基準や修了認定基準に従って，成績評価，単位認定，修了認定が適切に実施されているか。

- ・ 実際の成績評価・単位認定方法が明示されたシラバスの該当部分
- ・ 修了認定基準と修了認定をした学生の成績
- ・ 単位を認定した学生の試験回答
- ・ 成績評価の分布表

学位論文に係る適切な審査体制が整備され，機能しているか。

- ・ 学位論文の審査体制，審査員の選考方法

成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば，学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。

- ・ 申立に関する手続きが明示されている資料

< 専門職大学院課程 >

5 - 8

教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており，その内容，水準，授与される学位名において適切であること。

教育の目的や授与される学位に照らして，教育課程が体系的に編成されているか。
授業の内容が，全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。
授業の内容が，全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。

- ・ 授業科目の開設状況（配置，年次配当，必修・選択の別）
- ・ コースツリー
- ・ 授業科目案内，履修要項，シラバス，学生による授業評価など授業内容が分かる資料
- ・ 教材，授業等で使用したプリント等
- ・ 授業時間割

単位の実質化への配慮がなされているか。

- ・ 授業時間外の学習時間の確保への工夫，履修登録の上限設定状況

夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には，その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

- ・ 授業時間割表

5 - 9

教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。

教育課程や教育内容の水準が，当該職業分野の期待にこたえるものになっているか。

- ・ カリキュラム
- ・ シラバス

5 - 10

教育課程を展開するにふさわしい授業形態，学習指導法等が整備されていること。

教育の目的に照らして，講義，演習，実験，実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり，それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば，少人数授業，対話・討論型授業，フィールド型授業，情報機器の活用等が考えられる。）

- ・ 学生便覧，シラバス，授業科目案内，履修要項等，授業形態等が分かる資料
- ・ 受講学生数（履修学生数，単位取得学生数）が分かる資料
- ・ 教材，学生アンケート等（授業方法・形態等に工夫がなされた授業に関するもの）

教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され，活用されているか。

- ・ シラバス
- ・ シラバス作成に関する規則

通信教育を実施している場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

・ シラバスまたはそれに相当するもの、教材

5 - 11

成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

・ 基準の設定がなされていることを明示するものとしての学則、内規等の規則 ・ 成績評価基準が学生に周知されていることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーション時の配付資料などの該当部分
--

成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

・ 実際の成績評価・単位認定方法が明示されたシラバスの該当部分 ・ 修了認定基準と修了認定をした学生の成績 ・ 単位を認定した学生の試験回答 ・ 成績評価の分布表
--

成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。

・ 申立に関する手続きが明示されている資料

基準 6 教育の成果

6 - 1

教育の目的において意図している、学生に身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

- ・ 方針が明示されている概要やホームページ等の該当部分
- ・ 達成状況を検証・評価するための委員会等の組織体制、活動状況が分かるような規則、議事録等

各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位取得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

- ・ 単位（学位）取得率、進級率、卒業率、成績評価の分布表、就職率、進学率、就職先、進学先、資格取得者数、各種コンペ等の受賞数、卒業（修士・博士）論文、留年・休学・退学状況

学生の授業評価結果等から見て、大学が編成した教育課程を通じて、大学の意図する教育の効果があったと学生自身が判断しているか。

- ・ 学生又は卒業生による授業評価、学習達成度に関するアンケート調査資料等

教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

- ・ 就職率、進学率、就職先、進学先
- ・ 研究活動の実績や成果を判断しうる論文の投稿状況等

卒業（修了）生や、就職先等の関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しているか。また、その結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

- ・ 進路先や就職先等の関係者に対するアンケートが実施されていればその該当部分
- ・ 卒業（修了）生 への聴取調査の結果

基準 7 学生支援等

7 - 1

学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。

授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

・ガイダンスの概況、内容を示す資料（担当者、対象者別実施回数、配付資料）

学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定等が考えられる。）が適切に行われているか。

・オフィスアワー一覧表、学生への周知状況（刊行物、プリント）、利用実績
・メールによる相談・助言体制（それを周知する資料）、自主ゼミ等の組織数や活動促進のための施策（教室利用許可制とその実績等）

学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

・学生意見箱の設置等

通信教育を実施している場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

・電話・メールによる相談、助言体制（それを周知する資料）、ホームページによる情報提供、教育相談の設定を示す資料

特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害を持つ学生等が考えられる。）への学習支援が適切に行われているか。

・留学生指導教員やチューターの配置表等、特別クラス、補習授業の開設・実施状況（受講者等）
・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）
・身体障害者に対する施設・設備の整備・支援体制（ノートテーカー等）の配備状況
・社会人学生に対する情報提供（メール、ホームページ等）

7 - 2

学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。

自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

・各施設・設備の整備状況（部屋数、机、パソコン等の台数等）、利用計画、利用状況、利用内規、学生に対する利用案内及びその配布状況等

学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

・課外活動の活動内容一覧表
・運営金の交付等
・活動の実績を示す資料
・施設の整備状況（サークル棟等）

学生の生活や就職，経済面での援助等に関する相談・助言，支援が適切に行われていること。

学生の健康相談，生活相談，進路相談，各種ハラスメントの相談等のために，必要な相談・助言体制（例えば，保健センター，学生相談室，就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され，機能しているか。

- ・ 学生相談室，保健センター等の概要（設置規則，相談員，カウンセラーの配置等），各種ハラスメント等の相談取扱要項等

特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば，留学生，障害を持つ学生等が考えられる。）への生活支援等が適切に行われているか。

- ・ 留学生指導教員やチューターの配置表等，特別クラス，補習授業の開設・実施状況（受講者等）
- ・ 留学生に対する施設・設備の整備状況（室名の外国語表記等）
- ・ 身体障害者に対する施設・設備の整備・支援体制（ノートテーカー等）の配備状況

生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

- ・ 学生意見箱等の設置状況

学生の経済面の援助（例えば，奨学金（給付，貸与），授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

- ・ 奨学金，緊急時の貸与制度の概要（利用実績を含む）
- ・ 授業料免除制度の基準と実施状況
- ・ 学生寄宿舍の設置状況（料金体系含む），利用状況

基準 8 施設・設備

8 - 1

大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。

大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。

- | |
|--|
| ・ 各施設・設備の整備状況（部屋数・面積，収容者数，開館時間，パソコン等の数），
利用状況（教室稼働率等），整備計画，利用計画 |
|--|

教育内容，方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され，有効に活用されているか。

- | |
|---|
| ・ L A N の整備状況（パソコン等接続状況），授業内外で学生の利用可能なパソコンの
台数・利用規則等 |
|---|

施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され，構成員に周知されているか。

- | |
|---|
| ・ 利用の手引きの作成状況，配布状況
・ 学内ホームページ等による案内・周知状況 |
|---|

8 - 2

大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて，図書，学術雑誌，視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

図書，学術雑誌，視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され，有効に活用されているか。

- | |
|---|
| ・ 図書等の資料（ソフトウェア，視聴覚教材等を含む）の内容，冊数等のデータ，利
用実績等 |
|---|

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

9 - 1

教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。

教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

- ・各種委員会等のシステム体制及び活動状況（組織相互関連図、関係諸規則、議事録（活動記録）等）
- ・自己点検・評価報告書該当部分

学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

- ・学生による授業評価報告書
- ・学生個人あるいは学生会等の学生組織からの意見聴取状況
- ・自己点検・評価報告書該当部分

学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

- ・外部評価報告書該当部分
- ・自己点検・評価報告書該当部分

評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しや教員組織の構成への反映等、具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

- ・各種委員会等のシステム体制及び活動状況（組織相互関連図、関係諸規則、議事録（活動記録）等）
- ・評価結果を改善策に結び付ける仕組みを示す資料等

個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

- ・具体的改善方策の内容等（カリキュラムや授業方法改善例等）
- ・評価結果の教員等へのフィードバック状況

9 - 2

教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

- ・教育内容等の研究・研修（教員相互の授業見学等を含む）の内容・方法及び実施状況
- ・教員の参加状況

ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 授業評価報告書該当部分・ 具体的改善方策の内容（カリキュラムや授業方法改善例等） |
|---|

教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 研修の内容・方法及び実施状況 |
|--|

基準10 財務

10 - 1

大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。

大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

・貸借対照表，財産目録，予算書，決算書等の財務諸表

大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

・収入の確保等の状況（授業料・外部資金等）

10 - 2

大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。

大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

・財務計画及びその審議・決定，公表状況

収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

・損益計算書

大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

・資源配分に係る方針及びその審議・策定状況
・教育経費の配分資料

10 - 3

大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

・財務諸表の公表状況（刊行物，ホームページの掲載等）

財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

・監査報告書

基準11 管理運営

11 - 1

大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。

管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

- ・管理運営組織の業務内容、人員配置状況
- ・教学にかかる各種委員会等と管理運営組織の連携体制

大学の目的を達成するために、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

- ・各種委員会等のシステム体制（組織等相互関連図、関連諸規則等）

学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

- ・各関係者との懇談会、外部評価の実施状況

監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

- ・監事に関する規則
- ・監事の監査の状況

管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

- ・研修の実施状況

11 - 2

管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。

管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

- ・関係諸規則
- ・関係諸規則の整備状況

適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

- ・ホームページ等への掲載、アクセス状況

大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

各大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価（現状・問題点の把握、改善点の指摘等）を適切に実施できる体制が整備され、機能しているか。

- ・自己点検・評価の実施状況
- ・自己点検・評価報告書

自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

- ・評価結果のホームページや刊行物での公表状況

自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）によって検証する体制が整備され、実施されているか。

- ・外部評価実施状況
- ・外部評価報告書

評価結果が、フィードバックされ、大学の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、機能しているか。

- ・各種委員会等のシステム体制及び活動状況（組織相互関連図、関係諸規則、議事録（活動記録）等）
- ・評価結果の教員等へのフィードバック状況
- ・具体的改善方策の内容等

(選択的評価基準)

基準 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況

大学の目的に照らして、正規課程の学生以外に対する教育サービスが適切に行われ、成果を上げていること。

大学の教育サービスの目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい、計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画が周知されているか。
計画に基づいた活動が適切に実施されているか。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 科目等履修生制度，聴講生制度，公開講座，資格関係講座，各種研修・セミナー等の企画・実施状況・ 施設・設備の開放状況 |
|--|

活動の結果及び成果として、活動への参加者が十分に確保されているか。また、活動の実施担当者やサービス享受者等の満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 科目等履修生数，聴講生数，公開講座，資格関係講座，各種研修・セミナー等の参加者数・ 施設・設備の利用実績・ 参加者・利用者アンケート・ 活動の成果を検証し，教育サービスの改善を図るための会議議事録等 |
|--|

改善のためのシステムがあり，機能しているか。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 活動の成果を検証し，教育サービスの改善を図るための会議の体制及び議事録等・ 改善の実施状況 |
|--|

省 略

自 己 評 価 書

大学機関別認証評価

(平成 17 年度実施分)

平成 17 年 ○ 月

○ ○ 大 学

評価報告書イメージ

大学機関別認証評価

大学機関別認証評価
評価報告書
○ ○ 大学
平成18年 月
独立行政法人大学評価・学位授与機構

○ ○ 大学

認証評価結果

大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

(大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしていない。その理由は○○○。)

○○大学においては、

・の点が主な優れた点であり、

・の点が主な改善を要する点である。

- 1 -

○○大学

基準ごとの評価

基準 1 大学の目的 1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たって・・・） 1-2 目的が、大学の構成員に周知されていると・・・
--

【評価結果】

・基準 1 を満たしている。（満たしていない）

（評価結果の根拠・理由）・・・・・・・・・・・・・・・・

・・・・・・・・・・・・・・・・

【優れた点】・・・・・・・・・・・・・・・・

【改善を要する点】・・・・・・・・・・・・・・・・

-2-

○ ○ 大学

基準 2 教育研究組織（実施体制）

2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織・・・

2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が・・・

【評価結果】

・基準2を満たしている。（満たしていない）

（評価結果の根拠・理由）・・・・・・・・・・・・・・・・

・・・・・・・・・・・・・・・・

【優れた点】・・・・・・・・・・・・・・・・

【改善を要する点】・・・・・・・・・・・・・・・・

- ○ -

○ ○ 大学

選択的評価基準に係る評価結果

基準	正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況
大学の目的に照らして、正規課程の学生以外に・・・	

【評価結果】

目的の達成状況が ○ ○ ○ ○ ○

(評価結果の根拠・理由)・・・・・・・・・・・・・・・・

・・・・・・・・・・・・・・・・

【優れた点】・・・・・・・・・・・・・・・・

【改善を要する点】・・・・・・・・・・・・・・・・

- ○ -

[illegible]

(以下、参考資料として添付)

○ ○ 大学	
i 対象大学の現況及び特徴	
1 現況	2 特徴
(対象大学名)	
.....	
(所在地)	
.....	
(学部等構成)	
.....	
(学生数及び教員数)	
.....	
	
	

	○ ○ 大学
ii 目的	
○ ○ 大学の使命	
1	
2	
教育目標等	
1	
2	
・	
・	
・	

○○大学

iii 自己評価の概要

基準 1

基準 2

基準 3

- ○ -

注1)  は、対象大学から提出された自己評価書等から原則として原文のまま転載します。
注2) 「基準ごとの評価」は、基準3～11についても同様に記述します。
注3) 「選択的評価基準に係る評価結果」は、大学から希望があった場合にのみ記述します。
注4) 本評価報告書様式は今後若干の変更が生じる可能性があります。

大学機関別認証評価実施大綱

評価の目的

機構が、国・公・私立大学からの求めに応じて実施する大学機関別認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として実施します。

大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。

評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること。

大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

評価の基本的な方針

上記の評価の目的を踏まえ、以下のような基本的な方針に基づいて評価を実施します。

（１） 大学評価基準に基づく評価

この評価は、大学評価基準に基づき、各大学の教育研究活動等の総合的な状況について、基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施します。

（２） 教育活動を中心とした評価

この評価は、全ての国・公・私立大学が利用し得るものであることや、評価の国際的動向等を勘案し、教育活動を中心として大学の総合的な状況の評価を実施します。

なお、大学の希望に応じて、正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況や研究目的の達成状況についても、評価を実施します。

（３） 各大学の個性の伸長に資する評価

この評価は、大学評価基準に基づいて実施しますが、その判断に当たっては、大学の個性や特色が十分に発揮できるよう、教育研究活動等に関して各大学が有する「目的」を踏まえて実施します。このため、基準の設定においても、各大学の目的を踏まえた評価が行えるような配慮をしています。ここでいう「目的」とは、大学の使命、教育研究活動等を実施する上での基本方針、達成しようとしている基本的な成果等をいいます。

(4) 自己評価に基づく評価

評価は、教育研究活動等の個性化や質的充実に向けた大学の主体的な取組を支援・促進するためのものです。このため、透明性と公平性を確保しつつ、実効あるものとして実現していくためには、機構の示す大学評価基準及び別に定める自己評価実施要項に基づき、大学が自ら評価を行うことが重要です。

評価は、大学が行う自己評価の結果(大学の自己評価で根拠として提出された資料・データを含む。)を分析し、その結果を踏まえて実施します。

なお、機構では、機構の評価を希望する大学の自己評価担当者に対し、機構の実施する機関別認証評価の仕組み、方法や自己評価書の作成方法などについて説明を行うなど、評価に対する理解がより深まるよう十分な研修を実施します。

(5) ピア・レビューを中心とした評価

大学の教育研究活動等を適切に評価するため、大学の教員及びそれ以外の者であって大学の教育研究活動に関し識見を有する者によるピア・レビューを中心とした評価を実施します。

(6) 透明性の高い開かれた評価

意見の申立て制度を整備するとともに、評価結果を広く社会に公表することにより、透明性の高い開かれた評価とします。また、開放的で進化する評価を目指し、評価の経験や評価を行った大学等の意見を踏まえつつ、常に評価システムの改善を図ります。

評価の実施体制等

(1) 評価の実施体制

評価を実施するに当たっては、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、その下に、具体的な評価を実施するため、対象大学の状況に応じた評価部会を編成します。

評価部会には、各大学の教育分野やその状況が多様であることなどを勘案し、対象大学の学部等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を配置します。

ただし、対象大学に関係する評価担当者は、当該評価部会には配置しません。

評価担当者は、国・公・私立大学、学協会及び経済団体等の関係団体から広く推薦を求め、その中から、機構の運営委員会等の議を経て、決定します。

(2) 評価担当者に対する研修

機構が実施する評価をより実効性の高いものとするためには、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価を実施する必要があります。このため、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、大学評価の目的、内容及び方法等について十分な研修を実施します。

機構においては、このように十分な研修を受けた評価担当者が評価を実施します。

評価の実施方法等

(1) 大学評価基準の内容

大学評価基準は、教育活動を中心として大学の総合的な状況の評価するために、複数の基準で構成されており、各基準ごとに、大学の教育活動等の状況を考慮し、機構が大学として満たすことが必要と考える内容が規定されています。

大学評価基準には、全ての大学を対象とする複数の基準のほか、希望する大学を対象とする選択的評価基準として、「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」及び「研究目的の達成状況」を設けています。

(なお、選択的評価基準のうち、「研究目的の達成状況」についての評価は、機構における評価体制が整備された段階から実施することとします。)

基準の多くは、内容をいくつかに分けて規定しています。また、各基準ごとに、その内容を踏まえ教育活動等の状況を分析するための「基本的な観点」を設けています。

なお、大学の目的に照らして、独自の観点を設定する必要があると考える場合には、これを設定することができます。

(2) 評価プロセスの概要

評価は、概ね以下のようなプロセスにより実施されます。

大学における自己評価

各大学は、別に定める「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成します。自己評価は、基準ごとに、その内容及び基本的な観点に従って、大学全体として、また、必要に応じて学部・研究科等ごとに大学の教育活動等の状況を分析し、記述します。各大学には、原則として、全ての「基本的な観点」に係る状況を分析、整理することが求められます。

なお、各基準に関し、基本的な観点に加えて、大学の目的に照らして、独自の観点を設定する必要があると考える場合には、これを設定した上で、その観点についての状況を分析し、記述することができます。

また、各大学の優れた点、改善すべき点などを評価し、記述します。

機構における評価

- () 基準ごとに、自己評価の状況を踏まえ、大学全体としてその基準を満たしているかどうかの判断を行い、理由を明らかにします。また、必要に応じて学部・研究科等ごとに分析、整理します。

なお、基準の多くが、いくつかの内容に分けて規定されており、これらを踏まえ基本的な観点が設定されていますが、基準を満たしているかどうかの判断は、その個々の内容ごとに行うのではなく、「基本的な観点」及び大学が独自に設定した観点を分析の状況を含めて総合した上で、各基準ごとに行うものです。

- () 基準を満たしているが改善の必要が認められる場合や、基準を満たしているものの

うち、その取組が優れていると判断される場合には、その旨の指摘を行います。

- () 大学全体として、全ての基準（選択的評価基準を除く。）を満たしている場合に、機関としての大学が当機構の大学評価基準を満たしていると認め、その旨を公表します。

また、一つでも満たしていない基準があれば、大学全体として大学評価基準を満たしていないものとして、その旨を公表します。

なお、選択的評価基準においては、他の基準とは異なり、基準を満たしているかどうかの判断ではなく、その基準に関わる各大学が有する目的の達成状況等について、評価することとしています。

(3) 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施します。書面調査は、別に定める自己評価実施要項に基づき、各大学が作成する自己評価書（大学の自己評価で根拠として提出された資料・データを含む。）の分析、及び機構が独自に調査・収集する資料・データ等に基づいて実施します。訪問調査は、別に定める訪問調査実施要項に基づき、書面調査では確認できない事項等を中心に調査を実施します。

(4) 意見の申立て

評価結果は、大学における教育研究活動等の改善に役立てられるとともに、広く社会に公表されるものであることから、評価プロセスにおいて透明性を確保するだけでなく、その正確性を確保し、確定する必要があります。

このため、評価結果を確定する前に、評価結果を対象大学に通知し、その内容等に対する意見の申立ての機会を設け、申立てがあった場合には、再度審議を行った上で、最終的な評価結果を確定します。

基準を満たしていないとの判断に対する意見の申立ての審議に当たっては、評価委員会の下に申立て審査会（仮称）を設け、審議を行った上で、評価委員会において最終的な決定を行います。

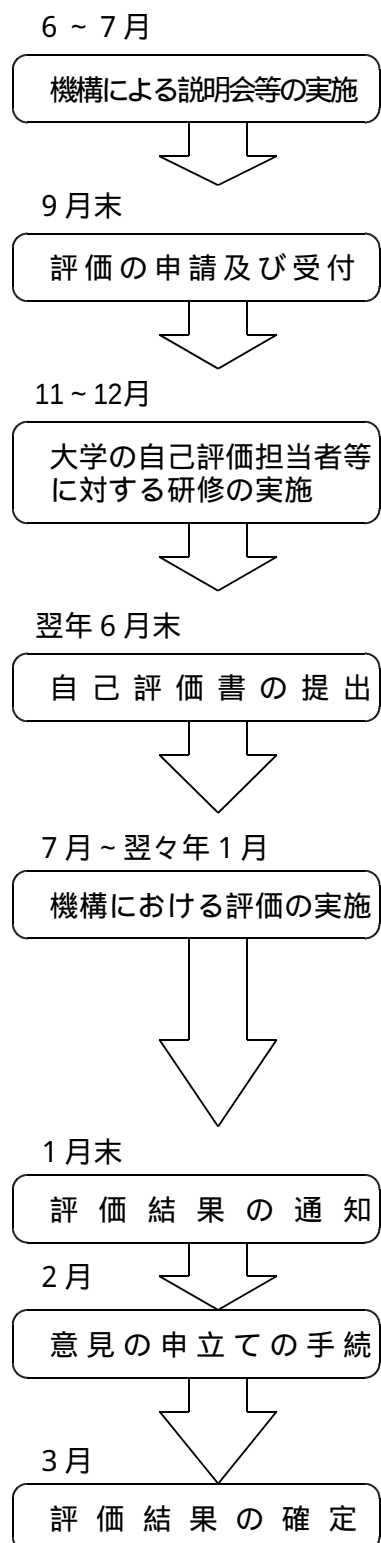
(5) 大学評価基準等の変更手続き

機構は、評価を受けた大学や評価担当者、その他関係者の意見を踏まえ、適宜基準等の改善を図り、開放的で進化する評価システムの構築に努めます。

（なお、選択的評価基準については、「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」と「研究目的の達成状況」の2つを設けていますが、評価の経験や関係者等の意見を踏まえ、これ以外の選択的評価基準を設けることなども考えられます。）

大学評価基準や評価方法その他評価に必要な事項を変更する場合には、事前に関係者に対し、意見照会を行うなど、その過程の公正性及び透明性を確保しつつ、評価委員会において審議し、決定することとします。

評価のスケジュール



評価担当者に対する研修

- 機関別認証評価の仕組み、方法などを説明します。

- 大学から評価の申請を受付けます。

- 大学の自己評価担当者等に対して、自己評価書の記載などについて説明を行うなどの研修を実施します。

- 大学は、機構の示す要項に基づき自己評価を行い、機構に自己評価書を提出します。

- 機構では、十分な研修を受けた評価担当者により構成される評価部会において、大学から提出された自己評価書の書面調査及び訪問調査を通じて評価を実施し、評価結果案を作成します。
- 評価結果案は、大学機関別認証評価委員会において、評価結果として取りまとめられます。

- 機構は、評価結果を確定する前に対象大学に通知します。

- 対象大学は、機構から通知された評価結果に対して意見がある場合、申立てを行います。

- 機構は、評価結果に対する意見の申立てがあった場合には、大学機関別認証評価委員会において再度審議を行った上で、最終的な評価結果を確定します。
- 確定した評価結果は、評価報告書としてまとめた上、対象大学及びその設置者へ提供するとともに、広く社会に公表します。

評価の結果と公表

- (1) 評価結果は，評価報告書により公表します。
- (2) 評価報告書は，対象大学ごとに作成し，対象大学及びその設置者に提供します。また，印刷物の刊行及びウェブサイト(<http://www.niad.ac.jp/>)への掲載等により，広く社会に公表します。

情報公開

- (1) 機構は，社会と大学の双方に開かれた組織であるとともに，大学評価については，常により良いシステムとなるよう，透明性・客観性を高めることが求められていることから，評価基準，評価方法，評価の実施体制等の学校教育法施行規則第71条の5第1項に規定する事項を公表するとともに，その他の評価に関して保有する情報についても，可能な限り，ウェブサイトへの掲載等適切な方法により提供します。
- (2) 機構に対し，評価に関する行政文書の開示請求があった場合は，「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(以下，「情報公開法」という。)により，個人に関する情報で特定の個人を識別できるものや，法人等に関する情報で開示すると法人等の正当な利益を害する恐れがあるもの等の不開示情報を除き，原則として開示します。
ただし，大学から提出され，機構が保有することとなった行政文書の公開に当たっては，情報公開法に基づき当該大学と協議します。

評価費用の徴収

評価を実施するに当たって，大学の規模及び分野に応じた評価手数料を設定し，徴収します。

(イメージ)

基本費用	〇〇円
1学部(研究科)当たり	〇〇円

評価の時期

- (1) 評価は，毎年度1回実施します。
- (2) 評価を希望する大学は，評価の実施を希望する前年度の9月末までに，別に定める様式に従って，機構に申請する必要があります。また，機構は，大学から申請があった場合に

は、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該大学の評価を実施します。

- (3) 機構において次回の評価を受ける場合には、評価実施年度から 5 年目以降の年度から申請することとします。(大学評価基準を満たしていないと判断された大学については、この限りではありません。)

追評価

大学評価基準を満たしていないと判断された大学は、評価実施年度の翌々年度までであれば、別に定める手続に従って、満たしていないと判断された基準に限定して追評価を受けることができます。

この評価において当該基準を満たしているものと判断された場合には、先の評価と併せて、大学全体として大学評価基準を満たしているものと認め、その旨公表します。

変更の届け出

大学評価基準を満たした大学が、その教育研究活動等の内容について大きな変更を行った場合には、別に定めるところに従い、当該変更について機構に届け出るものとします。